

商人的機構の「原型」

中世ヨーロッパの為替契約と商人銀行家

田中英明

Hideaki Tanaka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I はじめに—商人的な組織性

商品交換は「共同体の尽きるところで」現われる。ある使用対象が商品となるのは、互いに疎遠な「他人」として相対するという非共同体的な関係性においてであり、かくして本来の商業民族は「古代世界のあいだの空所」に住む存在であった。

前稿¹⁾でみたように、こうした商品経済の外來性という歴史認識を経済学の体系的認識に活かすためには、冒頭の商品規定を、社会的な物質代謝の媒介という視角からではなく、社会的生産を制御する共同体から排除された主体と、その織りなす関係性から出発させねばならない。そうした土地等の生産手段から排除された個別主体にとって、自らの私的な所有物はそれ自体の有用性というよりも、自らの必要な財に対する交換力という意味で富たらざるをえないばかりか、できうる限り消失することなくその力を維持し、永続的に必要な財を獲得し続けなければならない資源としての性格をも含んで商品となる。こうした商品所有者は、はじめから潜在的には資本家なのであって、貨幣が抽象的な富への無限の欲求を作り出したがゆえに資本家に転ずるのではない。空所に住む商品所有者は、はじめから本来の商人なのである。

逆に言えば、生産過程を制御する共同体のなかで生産物を得る主体にとっては、たとえ排他的に処分しうる財を有する場合でも、それを商品とみなす関心は使用対象としての有用性の多寡なのであって、そこに抽象的な価値を見いだす必然性はない。自己の所有物の価値増殖をはかる行為を、貪欲なる「守銭奴」とみせるのは、そうした共同体に内在する視点なのである。

1) 田中英明(2010)

とはいえ、生産過程から排除された主体のみで構成された「純粋な商品社会」なるものは抽象化できない。いずれかの生産過程と結びつくことなしに、いたずらにただ所有物の交換を繰り返しても、主体は生存を維持できないからである。商品交換のうちには生産を掌握している共同体の成員との間の財のやりとりが含まれざるをえない。原理的には、同じ共同体内での財の生産から消費への過程は、互酬ないし再分配といった共同体的な統合様式によって媒介されているので、ここでの財のやりとりは、異なった共同体間の移動を伴ったものということになる。市場はまず、共同体と外部との境界に成立するのである。

こうした市場はポランニーが強調しているように、共同体による規制や制御が働き商品的な原理の浸透を阻む場であろう²⁾。しかし、もとより商品取引とは非対称的なものである。取引双方の意図や意味の一致までは不要であって、規制当局による公定価格での取引であろうと、あるいは貢納や贈与といった形態をとってしようとも、それによって入手する財の転売による増殖を意図している外部の主体にとっては、純然たる商品経済的取引(=商人資本の運動 $G-W-G'$ における $G-W$ の過程)である。このように、商人の行動においてこそ交換は、自らの使用対象となる有用性の入手を超えた価値の姿態変換=運動となる³⁾。こうした商人の側の視角こそが、純粋な商品社会を抽象化する根拠なのである。

したがって、原理的な商品世界はとうてい均質な世界ではありえず、また生産との関係も諸処の共同体との交換を通じた外面的なものであり、共同体の成員の側の取引動機・意識の多少とも非商品経済的な性格や「等価」意識の希薄さ等も含

めて、諸商品の需給は絶えざる変動やばらつきにさらされている。生産過程から排除された主体にとって、点在する市場の間にひろがる「空所」こそが商品世界であり、それは生産物の交換の場ではなく、自らの生存をかけて空間的・時間的な価格差を通じ所有物の価値増殖をはかる場なのである。

かくして商人資本の運動は、生産物を商品化する市場と、商品が使用対象へと転じる市場における売買取引と、これら時空を異にする二つの市場の間の移動という二種の過程によって成り立っている。その際、共同体的な契機を孕んだ貨幣の多様性と、移動にともなう多大なコスト・リスクを考えるならば、商人が移動させるものは、それによって価値が増殖する商品でなければならない。貴金属等の貨幣商品が運ばれる場合でも、実際にはそれらが商人にとって価格差を期待する「商品」となっているのである。したがって、商人資本の運動は実際には $G-W-G'$ で完結するものではなく、隔地に有する価値を何らかの形で送還させる必要があり、図1のように往復の行程や三角交易等によって「回路」⁴⁾を形成していなければならない。商人の活動は、少なくとも四つの購買ないし販売の過程と、二つの輸送過程とによって、閉じていなければならないのである。

異なった共同体での異なった財の売買の過程には、それぞれに異なった知識・情報や経験を要する。しかし、情報や経験の共有や伝達を可能とする機構や組織が形成されない限り、そうした売買に関する知見は、実際にその場で相手と接することでしか蓄積も活用も困難である。したがって理論的にも端緒の商人は、商品の輸送を含めたすべての過程を自ら担う「遍歴商人」である。

2) ポランニー(1980)

3) Marx(1867)162-164、訳192-195

4) ブローデル(1986)162

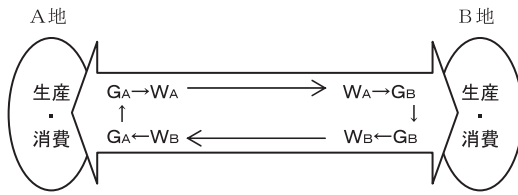


図1

だがこうした諸過程の統合である商人資本の運動は、商人間の分業と協力・協調の機構や組織を生み出し、発展させていく。歴史的な市場の諸機構の発展には、共同体の接点においてその規制や介入を受け複雑化していく面のみならず、商人たち自身が自己の増殖活動の効率性や確実性等を高めていくために新たな関係性を構築していくという商人間の自生的な組織化や機構形成の論理が含まれていよう。それは、共同体から排除され個別的主体となった商人が、あらためて共同的な関係を構築していく困難な過程であった。そこでは、宗教的結合や血縁等の紐帯が絶えず意識的に利用されてきた反面、むしろ商人が非共同体的な個別的利害を追求せざるをえない主体であることこそが、より高度な組織化を支えてもきた。血縁等の結合原理も、ひとたび商品世界に投げ入れられた主体にとって、もはや自明な無条件の紐帯とは限らない。また、そうした属性を共有しない相手との関係では、利他的な行為の可能性は、かえって相互の行動の不透明性を高めてしまうものともなろう。貨幣的利害に基づく商人的な共同性では、その行動基準の明確さこそが、協力や協調の機構を支える相互信頼の基盤ともなりうるのである。

無論、商人間の協調は、いずれかに他を出し抜くことで利益を増大させる余地があれば容易に損なわれよう。そのため、商人間の信用販売等の信用関係にしても、また大商人や銀行家の名声や評判への依拠にしても、長期的な継続的取引関係が前提となる。また、排除・除名が決定的な不利益=私的な制裁処分となりうる状況を作り、個々の機会主義的な行動を封じようとする会員制クラブ型組織など、寡占的な機構が形成されることになる。こうした

5) プローデル(1986)298

6) de Roover(1965)46

商人的な組織化の閉鎖性を単なる「前期性」としてではなく、商品世界に内在する機構形成の論理にそくしたのとして理解しておくことが、産業資本にはるかに先立ち形成された高度な信用・金融の機構との連続性を色濃く残す、現代の金融機構の諸問題を考察するうえでも鍵となろう。

商人的な市場機構は、社会的な再生産とは本来的に異質な世界である。そうしたブローデル的な「資本主義」⁵⁾が社会的な再生産を包摂することで成立したマルクスの「資本主義社会」とは、例外的で、あるいは一時的な局面にすぎないのかもしれない。国際的な銀行救済と各国国民経済との関係など、今日の課題は、そうした視角を鍛え上げていくことを求めているように思われる。

II 出発点としてのジェノヴァ —シャンパーニュ

荘園を中心とした中世封建社会において、そこに「居場所を持たなかった」⁶⁾商人たちは、共同体の間を往来する「遍歴商人」という形で活動を展開していった。そしてこの「復活」した商業は、「海港」と「大市」という結節点を生み出していく。「海港」は、陸上交通と海上交通との接点であり、この二種の交通はその性格・リスクを大いに異にするがゆえに、両者はその担い手をも異にする。必然的に「海港」は陸上交易の商人と、海上交易の商人とが接する市場となった。この市場とは、商人間の卸売市場であって、「海港都市」はこうして共同体と商人との出会いの場である「市」としての性格を大きく超えて、商人たちが集住し、商人的な利害追求の下にさまざまな組織・機構を展開していく場となっていくのである。

また、「大市」もその前身たる「市」とは異なり、商人間の大規模な卸売市場として、人為的に組織されたものである。そこでは、個々の共同体との接点をもつ商人と、大市・海港間のより大規模な取引にたずさわる商人との分業が可能となり、また、多様な地域の産物による恒常的な「回路」の形成を促し、商業活動の発展を準備していくこととなった。

とりわけ、12世紀から13世紀のヨーロッパ商業の基軸となったのが海港都市ジェノヴァと、シャンパーニュの大市である。ジェノヴァの公証人記録からは、商人間の信用販売や海上貸付、様々な形態のパートナーシップや投資など、多様な商人的機構が、個人間の契約という形で展開された様子をうかがうことができる。なかでも、中世以降の国際的な金融機構の中核となる為替手形の原型となった為替契約が12世紀半ばの海上貸付⁷⁾から、例えばジェノヴァでのジェノヴァ貨での資金提供に対して、航海の目的地であるシリアやコンスタンチノーブル等で、担保となる積荷の無事な到着を条件に、現地の通貨で返済することを約束した契約といった形で現われている。

もっとも、この時点では隔地間為替をとまなう契約はまれであり、12世紀末から13世紀半ばにかけて、陸上交易においてシャンパーニュのいずれかの都市での支払を約束する形で増大し、「為替を原因とする契約証書(為替証書) instrumentum ex causa cambii」として定型化されるに至っている⁸⁾。セユーヤド・ローヴァのいうように、12世紀にはいまだ商人が自ら往復の荷を携え、「彼等が自国から持ち出す諸商品は、彼等が持ち帰る商品を買うのに役立っていた」とするならば、為替契約がほとんどみられないのも「何ら驚くべきことでもない」であろう⁹⁾。パートナーシップにせよ、海上貸付

7) 海上貸付は、通常の資金貸借とは異なり、海上交易において、船舶や船荷の無事な到着を条件として、元本に高率な「ボーナス」を加えて返済するというものがあった。「ボーナス」分の取得は、貸し手が航海上のリスクを負担することへの報酬として教会法の禁ずる「徴利」ではないと正当化されていた。

当時は非合法ではない利付貸付契約の「唯一のタイプ」だったのである[Hoover(1926)498-499]。

8) ド・ローヴァ(1986)134-135、de Roover(1965)67

9) ド・ローヴァ(1986)130

III 為替契約と商人間分業

にせよ、ジェノヴァで調達された資金は、ジェノヴァに持ち帰った商品の販売によってジェノヴァ貨で分配や返済をされることになるからである。とすれば、貸し手の資金の隔地への移転をとまうような契約が、なぜ13世紀には一般化していくのかは、この期に商人間関係にどのような変化がみられ、商業「回路」のあり方が変わっていったのかというところから説明されねばならないであろう。為替契約の発展は、商人間関係や、商人的な市場機構の展開のなかに位置づけられねばならないのである。

また、公証人記録からはジェノヴァ市中での両替商の活動もある程度明らかとなっている。当初は文字通り多様な鑄貨とジェノヴァ貨との両替に従事していた両替商が、要求払預金、口頭での指図による振替、当座貸越、貸付や投資へと次第にその活動領域を広げている¹⁰⁾。13世紀にはシャンパーニュの各大市でも、イタリア人両替商・銀行家の活動が知られている¹¹⁾。公証人記録という性格から、現金での「両替」業務そのものの記録は残されておらず、その歴史的起源を明らかにすることは困難であるが、こうした「預金振替銀行」もまた、商人的な機構としての性格を検討しておく必要がある。

次節以降では、歴史的な展開の背後で働き続けている商人的な市場機構の論理を探るために、信用・金融機構を中心に12・13世紀の商業の世界の展開をたどっていきたい。ただし、両替商・預金振替銀行の検討は、大市におけるそれも含めて次稿を期すこととする。

徳永は、12世紀後半に出現した為替契約を、輸入商による輸出商への貸付と、購買代理商への資金移転の二重の機能を有する取引とみる。そして以下のように、その貿易金融と資金移転という二重性を説明している¹²⁾。

徳永はまず、12世紀後半から13世紀初めのジェノヴァ商人による国際貿易を、染料、明礬、皮革品、香料などをオリエントから輸入する大貿易商人である「オリエント産品商」と、アルプス以北のヨーロッパ産毛織物などをオリエントに輸出する「織物商」との分業として捉える。こうして、往復の荷を自ら商うのではなく、他国への輸出に専業する商人を想定するならば、他所・他通貨での支払を約束しての借入は、仕入れた商品の積み出し時点での換金、ないしは仕入れ資金そのものの調達と、他国での販売代金による返済を意味しており、輸出金融として機能することとなる。しかしながら、貸し手が例えばジェノヴァ在住の両替商等であるならば、返済はジェノヴァでジェノヴァ貨によって求められるはずである。徳永は、貸し手をもっぱら輸入に従事する商人とし、さらに、実際に外国との間を往還する旅商が、ジェノヴァにとどまる商人の委託販売商ないしは委託購買商へ転化するという、もうひとつの商人間分業の深化を前提することによって、為替契約を軸とした国際貿易構造を描き出す。

ジェノヴァで「織物商」に資金を提供するのは、大貿易商人である「オリエント産品商」であり、後者はシリア等で現地通貨での返済を当地で購買を委託している旅商に受け取らせ、オリエント産品の購入に充てさせる。そして、その産品はシャン

10) ド・ローヴァ(1986) 125-127

11) de Roover(1948) 263、
Verlinden(1965) 136、Usher(1934) 407

12) 徳永(1999) 161-165

13) Kohn(2003) 17

14) Reynolds(1931) 367-368

15) Reynolds(1931) 369-370

16) 大黒(1980) 25

パーニュに出向く旅商に大市での販売を委託するのであるが、その際に今度は「織物商」からシャンパーニュ払での貸付を受け資金の回収をはかる。その返済は、シャンパーニュの大市で、販売代理商の手許の販売代金から、「織物商」の指定する代理商に対してなされ、毛織物等の購入に充てられる。こうして、輸入商による輸出商への貸付は、同時に購買代理商への資金移転であり、ジェノヴァにおける二種の商人相互間の為替契約が、シャンパーニュとオリエントを結ぶ南北貿易の軸として機能しているというのである。

しかし、徳永の描くこうした商人間の二重の社会的分業の下での「回路」は、諸研究のかなり強引な解釈に依拠している。ジェノヴァーシャンパーニュ間交易ではアラス等の北方や、アスティ等の北イタリア諸都市の「隊商商人」が主体的に陸上交易を担っており、彼らがジェノヴァで海上貿易大商人や織物商らと交わす取引関係も、公証人の作成する債務証書での信用販売（商業信用）や、現金取引など多彩であった。コンメンダ契約に含まれる委託関係も、必ずしも受託側の旅商の従属性を意味するものではない¹³⁾。この時期にはまだ商人間の二重の社会的分業は明確ではなく、為替契約の意味はすでに完成した分業構造を前提とするのではなく、分業構造そのものの形成・深化との相互関係において理解する必要がある。実際、為替取引を活発に展開し、商人銀行家（マーチャント・バンカー）が析出されていく母体となったのは、織物商等のジェノヴァ商人というよりも、アスティらに続いてジェノヴァーシャンパーニュ間交易に参入していったピアツェンツァやシエナ、ルッカ、そしてフィレンツェといったイタリア北部・中部の「内陸諸都市」の商人たちであった。

そこで、隊商商人を中心に、12世紀末から13世紀初めの時点のジェノヴァで展開された取引関係をみていこう。まず、多数の多額な信用での購入が記録されている。例えば、1191年の5月に隊商商人たちは、ジェノヴァの海上貿易商人から、明礬、コルドヴァ皮などの製品を購入し、その代金ジェノヴァ貨100～500リブラを、3～6ヶ月後の期日や、次の大市からの帰還時までには支払うことを約束している¹⁴⁾。ここでは海上貿易商と隊商商人とは販売委託ではなく売買関係にある。ジェノヴァで購入した製品をシャンパーニュの大市で販売し、大市で購入した毛織物等をジェノヴァで販売する隊商商人にとっては、シャンパーニュの大市との往復期間の支払猶予は、自己資本の節約を可能とする事実上の資金調達となっている。一方、ジェノヴァの海上貿易商はシャンパーニュでの販売には関心を持たず、この北方との交易では信用の与え手となることで、販路を広げ売価を有利なものとするをはかっていたのである。

他方で、隊商商人たちが北方から持ち込んだ毛織物等が、ジェノヴァの織物商へ10～90日という短期の信用で販売されている記録も多数残されている¹⁵⁾。例えば、1192年1月10日に作成された債務証書では、アスティの隊商商人から、リール産白色毛織物10反を購入したジェノヴァ在住の織物商が、その代金ジェノヴァ貨70リブラを3月12日までに支払うことを約束している¹⁶⁾。レイノルズによれば特にアラスの商人がこの商業信用の供与に積極的であり、毛織物販売での利益のジェノヴァでの運用をはかっていた¹⁷⁾。

なお、海上貿易大商人の信用による購入の記録はまれであり、現金での取引¹⁸⁾が主であったと考え

17)「織物商draperius」は織物の裁断等の最終加工を担う職人であったが、自ら製品を販売する卸売商でもあった。信用での購入は、海上貿易商への現金販売までの加工過程と在庫の期間を支える流動資本の供与であった。また時には債務証書の期間は柔軟に延ばされ、織物商のコンメンダ契約での商品預託による出資

を支えたようである。この場合には隊商商人は「間接的に」ジェノヴァの東方貿易にも融資していたことになる。
Reynolds(1930)509-510、Van Doosselaere(2009)155-158

られている。他の取引関係においても、やはり現金取引も多かったものと思われる。

それに対して、他所・他貸払という隔地間為替を含んだ契約としては、まずフーヴァが「担保型」海上貸付の「日常的な事例」と分類したタイプの取引が挙げられる。これは海上貿易商から資金を借り入れ、毛織物等の商品を担保として預託し、航海目的地での返済を約束するものであり、フーヴァによれば最初から借り手が実際に支払地に赴き返済するのではなく、貸し手の海上貿易商自身が担保商品を販売し資金を回収することが想定されていた。販売代金が約束された「ボーナス」を含めた返済金額を上回る場合には、残金は借り手に帰属し海上貿易商へのコンメンダ契約による出資と同じように扱われた。反対に不足が生じた場合には、ジェノヴァへの帰港後に借り手が返済することとされていた¹⁹⁾。こうした契約を隊商商人が利用した事例をレイノルズは、織物等の販売が滞り、シャンパーニュへ運ぶ商品の購入代金が不足した場合と説明している。また、逆に窮迫した売り手に対しては、商品を購入するのではなく、その商品を「担保」として資金を貸し付け、シャンパーニュで自ら販売することで元利を回収したとしている²⁰⁾。

こうしたタイプの為替をとまなう取引は、信用販売とは異なり現金の貸借が先行する点では信用関係の側面をもつものの、信用販売同様に売買当事者間に限定されており、しかも資金提供の方向は信用販売と逆に商品の買い手から売り手である。すなわち、現金で売買した場合と同じであり、確かに返済時までの信用期間は存在するものの、これも現金売買であればもともと買い手の負担する海外での転売までの「販売期間」である。海外での転売時の販売リスクをジェノヴァでの売り手側が

負担する点では現金売買と異なり、航海上のリスクも買い手の海上貿易商側が負担する点で海上貸付としての性格を残していた。状況に応じて選択された多様な売買関係の一形態としての側面も大きいように思われる。徳永のように恒常的に南北貿易を支えた基軸的な関係と解するよりも、やはりレイノルズのように特定の局面で選択された部分的な取引形態とみるべきであろう。

そして、公証人記録に多数残されているのは、以下のようなシャンパーニュ大都市での支払を約束した為替契約である。例えば1191年12月17日に作成された契約証書では、ヴェルチェリ(北イタリア)の隊商商人が、アラス(北フランス)の隊商商人に対し、翌年のラニーの大都市において、シャンパーニュにおける支配的な通貨であったプロヴァン貨で24リブラを返済することを約束している²¹⁾。また、1206年4月28日作成のものでは、先と同一人物と思われるヴェルチェリの隊商商人(またはその正当な使者)に対し、今度はランス(北フランス)の隊商商人が、次回のプロヴァンの大都市において、プロヴァン貨30リブラを返済することを約束している²²⁾。こうした事例では、売買関係にある商人との間ではなく、隊商商人相互で資金が融通されている。

多彩な取引関係のなかで、こうした為替契約は、隊商商人にとってどのような役割を果たしたのであろうか。隊商商人がジェノヴァを訪問した際に果たさなければならない売買と決済の過程のなかで考察していこう。

隊商商人はジェノヴァで、シャンパーニュの大都市から運んできた商品を販売し、かつシャンパーニュで販売するための商品を購入しなければならない。商品の販売には現金での売買に加えて織物

18) ただし、「現金」取引は鑄貨によるとは限らず、両替商・預金銀行の帳簿上の振替によってもなされた。
ド・ローヴァ(1986)125、de Roover(1948)263

19) Hoover(1926)511-520

20) Reynolds(1931)376

21) 大黒(1980)24

22) ド・ローヴァ(1986)135

商への信用販売があり、さらに「担保型」の為替契約による委託販売も利用された。他方、商品の購入も、現金売買のほか海上貿易商からの債務証券による購入や、為替契約をとまなう「担保」商品の受託という形態もあった。したがって隊商商人は、以前の取引によってすでに債務額が確定している債務証券の返済と、シャンパーニュで販売するための商品の購入とを、ジェノヴァに持ち込んだ商品の様々な販売形態と信用関係とを利用して実現することが求められる。現金販売か信用販売かの選択によって現在入手しうる貨幣額は異なり、また為替契約による委託販売でも現在の貨幣が入手できる。また、信用購入の増大は現在必要な貨幣額の節約となる。隊商商人は、信用関係にとまなう中期・長期的な利害を考慮しつつ、現在の決済の必要を満たさなければならない。例えば、必要な貨幣の不足が見込まれる場合には、それまでの信用販売の現金販売や「担保型」委託販売への変更や、信用購入額の増大といった対応が考えられる。ただし、商品売買と結びついた信用関係は、短期間に柔軟に調整するには一定の困難がともなう。織物商に与えられた短期信用が織物の最終加工期間を支える運転資金供給となっているといったように、商業信用は持続的なものとして織り込まれることで資本の節約を実現する。買い手は即座には現金売買に戻ることはできず、信用期間も必ずしも売り手の自由にはならない。「担保型」の為替資金借入の場合も、資金の貸し手が自ら転売する担保商品の販売能力や見込みに制約され、また売買関係にない相手の余剰資金を利用することもできない。

そこで、最終的な貨幣の過不足の調整の役割を担ったのが、もう一つの信用関係である隊商商

人相互間の為替契約であったと考えられよう。この場合、ジェノヴァで借りられた資金は、借り手の商人自身の販売活動によって返済されるのであり、貸し手自身の商業活動には依存していない。貸し手にとっても、当面過剰化した貨幣の柔軟な利用方法となりうるのである。

また、信用関係が商品の売買に付随したものである限りでは、短期的にはジェノヴァでの商品販売額と商品購入額との乖離を可能にし、ある程度窮迫販売等の不利益を避ける柔軟性を与えるものではあっても、やはり中長期的には販売額と購入額とが対応していなくては活動を維持していくことはできない。ところが、隊商商人相互間の信用関係が、しかもジェノヴァで借り入れた資金をシャンパーニュの大都市で返済する、あるいはその逆といったといった隔地間為替をとまなうて形成されることによって、個々の商人のジェノヴァでの販売額と購入額は長期的にも乖離しうることになる。例えば、毛織物のシャンパーニュの大都市での購入やジェノヴァでの販売を得意としている商人でも、シャンパーニュ向けの産品の購入や販売を不得手としているということは、それぞれに求められる情報や技能が必ずしも同一でない以上十分ありえよう。この場合、毛織物のジェノヴァへの輸入に特化し、その販売代金は他のシャンパーニュ向けの輸出に従事する商人へ為替契約によって貸し付け、大都市で現地貨での返済によって再び毛織物を購入するといった商人間の分業が可能となるのである。

実際、ジェノヴァにおける公証人記録では、隊商商人間の為替契約がシャンパーニュの大都市への出発の直前と考えられる時期に集中している。このことは、これらの為替契約が隊商商人のジェ

ノヴァでの売買と決済の最終的な調整機能を担っていたという推論を裏付けるものといえよう。しかも、なかにはその時期が大市における「毛織物販売期間」の参加には「遅すぎる出発」であって、東方・地中海産品の販売に特化したものと考えられるものもあり、為替契約が「毛織物の購入に関心を持つ商人の一隊」と、ジェノヴァで購入した産品を大市で販売するための隊商との分化をもたらしつつあったことを示唆している²³⁾。

また、13世紀初めの時点では、隊商商人間の為替契約において、支払先を「貴殿または貴殿の確かな代理人へ」とするものが一般的となっていた²⁴⁾。こうした一見「指図人払」を思わせる文句は、隊商商人のうちジェノヴァやシャンパーニュにとどまるものが隊商仲間の業務の代理を勤めたものであり、直ちに隊商商人の定住化と委託・コルレス関係の形成を意味するものではなかったが²⁵⁾、商人間関係に一定の構造化が進んでいたことを示している。

こうして、ジェノヴァーシャンパーニュ間の陸上交易を担った隊商商人の相互関係のなかから発展してきた為替契約は、次第に代理人関係も含めた複雑な分化と協力の関係を深化させていった。それはやがて、商人の定住化=恒常的な支店・代理店のネットワーク形成といういわゆる「13世紀末の商業革命」に結実し、為替契約のもつ意義も大きく変わっていくとともに、シャンパーニュの大市の衰退をも招くことになる²⁶⁾。この過程は、彼等イタリア北部・中部の商人のうちから、為替取引

を積極的に担う商人銀行家を分化せしめ、その活動に大きく媒介されたものであった。そこで、次節では活発に陸上交易を担い、早くに商人銀行家を析出させた都市の一つであるルッカを中心に、13世紀半ば以降の為替取引の展開をみていこう。

IV | 為替取引と商人銀行家

13世紀にトスカーナ地方のルッカでは、絹織物工業が発展し、ジェノヴァの市場から生糸や染料等を輸入し、絹織物製品をシャンパーニュの大市に輸出するようになった。こうした三角取引を背景に、ルッカ商人のうちには、為替契約を利用した金融取引を、ルッカのみならずシャンパーニュやジェノヴァ等でも展開するものが現われてくる。

シャンパーニュへの絹織物輸出は次第に大市に代理人をおく委託販売方式に移行し²⁷⁾、それとともにルッカでも為替市場が発達した。そこでは北方との関係ではもっぱら大市払の為替証書による取引がなされ、主にルッカ商人によるルッカ商人社会のための市場であった²⁸⁾。

委託販売化は、商品を携えた移動という商人自身の時間と労苦を大いに節約する。しかし、自らの足以外の方法でどのように「回路」を閉じるのかという課題は残される。具体的には、隔地の委託先商人のもとに形成される販売代金を還流させるための費用と、その過程も含めた、商品の積み出し以降の長期の流通期間によって必要となる多大な流通資本が障害となろう。したがって、絹織物の輸

23) 大黒(1980)26-27、Face(1958)430。

なお、大市の内部は図2のように各種期間に分割されていた。

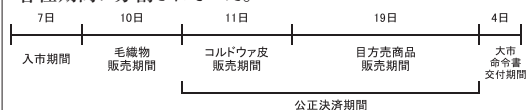


図2

出所：大黒(1979)38

24) 大黒(1980)31頁

25) 14世紀以降に確立される「為替手形」では、こうした「指図人払」に類似した文句は消え、

振宛人や受取人の名が文面に明記されることになる。

ド・ローヴァ(2009)32-33、Usher(1934)421

26) de Roover(1948)11-12、de Roover(1965)42-43

27) 13世紀半ばにはジェノヴァでも、特定の代理人による支払を明記した為替契約が増大し、資金を借り入れた商人がもはや自らは大市には赴かず、商品販売を他の商人に委託しているという関係が推測される〔大黒(1980)36-37〕。

先述の「担保型」海上貸付等とは異なり、ここでの委託先は資金の貸し手ではなく、もはや売買関係の側面はなく純然たる委託関係である。13世紀には「輸送業者」や

出商への特化においては、そうした流通資本と流通費用の節約を可能とする為替契約による輸出金融が決定的な意義を有していたと思われる。

他方、この取引によってシャンパーニュに資金を移転させることになる貸し手側の商人が、そのシャンパーニュ資金をどう活用するのか、あるいはどのようにルッカへ送還させるのかによって、この取引全体の構図は大きく異なることになる。

資金の貸し手がシャンパーニュ資金をルッカ向けの毛織物等の購入に用いる場合(図3)、為替契約は送金機能を通じて、輸出商と輸入商の専門化を効率的に媒介する。だが、一見対称的な構図でも、一定期間の資金貸付をともなった中世の為替契約は、決して対称的な取引ではない。商人資本の運動としては、輸出商側の自己資本が節約されているのに対し、現在の資金を提供する輸入商側はその回転に長期間を要しているのである。輸入商もシャンパーニュで同様に為替資金を需要する側に立つ選択肢もありうるとすれば²⁹⁾、そうした形での自らの商業活動で期待しうるものと同等以上の利益を見いだせなければ、ルッカでシャンパーニュ払の為替証書を購入する側=貸し手側には立たないであろう。

それゆえ、教会による徴利禁止の下でも、為替証書の購入が貸付に対する「利子」に相当する利益を期待させるものでなければ、相場は成り立たないことになる。14世紀以降のいわゆるユーザンスに標準化された為替手形においては、都市間の為替相場の開きに「隠された利子」の存在が、ド・

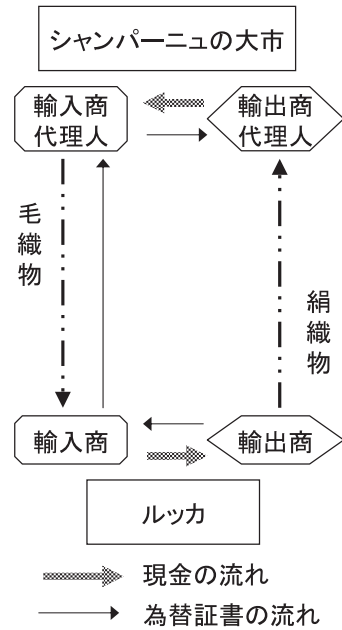


図3

商業通信といった機構も徐々に整備されており [Face(1959)], 商人の定住化と委託販売への移行が次第に一般的となりつつあったものと考えられる。

28) Blomquist(1979) 70-71

29) シャンパーニュ側の史料は少ないが、1296年のトロワで、南欧都市側の取引を「そっくり裏返した形で取引を行っていた」 [大黒(1980) 41] ことが確認されている。

30) de Roover(1948) 61-65

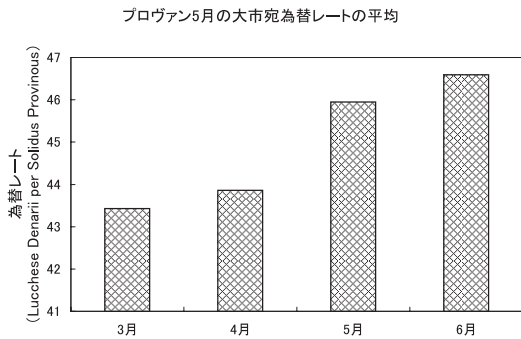


図4
出所: Blomquist [1990] p.372

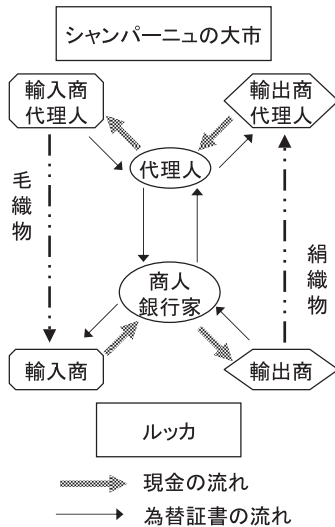


図5

ローヴァらによって明らかにされてきた³⁰⁾。そして13世紀の大市払為替証書でも、以下のようにその相場のうちに「利子」要因をみることができるのである。図4は、ルッカの公証人記録によって、1284年のプロヴァンの5月大市での支払を約束した為替証書における為替レートの作成月別平均を、プロヴァン貨1ソリドゥスあたりのルッカ貨の比率として示したものである。みられるように、作成日が早い程、ルッカの対シャンパーニュ為替レートは高くなっている。つまり、決済日までの期間が長い程、現在受け取るルッカ貨の一定の金額に対し、返済を約束するプロヴァン貨の金額が高くなっていたのである。ブロムクイストによれば残存する他の大市の前の記録でも同様の傾向が確認されており³¹⁾、短期的な相場の変動に「利子」要因が働いていることを示している。

したがって図3の構図でも、「輸入商」の為替取引は、すでに潜在的にはその商業活動とは区別された為替業者=金融業者としての側面を含んでいる。そして図5のように、この為替=金融業者としての機能を、自らの商業活動に制約されることなく展開するとき、この商人は、商業活動によって形成された代理人・コルレス関係を基盤に、かつ商業活動との選択の下に為替=金融業務を行なうものとして「商人=銀行家」と呼ぶべき主体へと転化している。ここでは商人銀行家は、ルッカで輸出商に貸し付けシャンパーニュで受け取った資金を、今度はルッカへの輸入をはかる他の商人ないしその購買代理人に対し、ルッカでの支払を約束した証

31) Blomquist(1990)362-374

32)「戻し為替ricorsa」という用語は、「戻しつき為替」の操作の一環と受け取られ、乾燥手形や偽装手形の意味で用いられている場合もある。ここではド・ローヴァのいう「広義」の意味であり、以前の為替取引で移転した資金を送還させようとする、為替を購入する側の主観的な意図を表わしている。第5図のように貿易取引を金融的に媒介している場合には、「乾燥」してはいないのである。なお、「厳密な意味」では、不払いの際に受取人が償還請求のために振出すものである。

ド・ローヴァ(1986)138

書によって資金を提供するといういわゆる「戻し為替」³²⁾によって送還させている。

こうした商人銀行家の介入によって為替取引は、短期的な輸出と輸入のバランスの制約からある程度自由に貿易金融の役割を果たしうる。資金需給の動向が為替相場の変動に反映され、裁定的・投機的な商人銀行家の為替売買が、いわば金利裁定による短期資金の輸出入を意味するのである。しかし、図5の構図は、ルッカへの資金の送還が、結局は借り手による商業活動—シャンパーニュからルッカへの商品の輸送と販売—に依存していることを示している。両地点間の取引額に偏りがあれば、商人銀行家自身の「回路」は閉じない。取引額の不均衡は最終的には商人銀行家の国際的な資金の布置に反映するのであり、貿易金融の維持は商人銀行家の資金再調整能力に依存しているのである³³⁾。

実際、ジェノヴァから生糸や染料等を輸入し、絹織物製品をシャンパーニュに輸出するルッカは、ジェノヴァからの入超とシャンパーニュに対する出超という位置にあった。

そうした状況下で、ルッカの商人銀行家は、ジェノヴァで、主にシャンパーニュ払為替証書の売り手=借り手として活発な為替取引を展開していた。この為替取引によってシャンパーニュから移転させられた資金は、ジェノヴァで生糸や染料等を購入してルッカに持ち帰るルッカ商人へ為替契約によって融資され、ルッカに還流したのである³⁴⁾ (図6)。

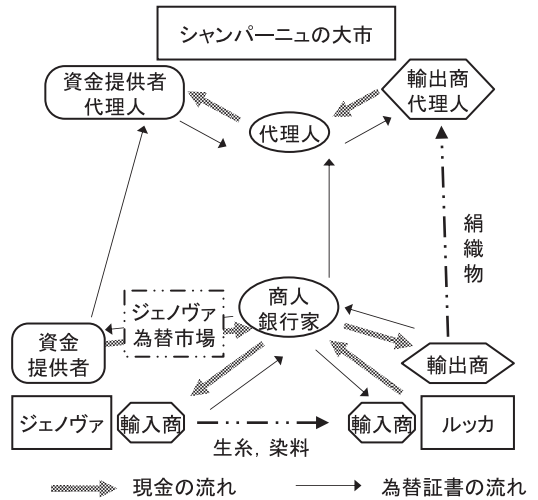


図6

33) アスティやピアツェンツァなど早期から南北間交易に従事してきた都市の商人と同様に、ルッカ商人も、シャンパーニュやヨーロッパ北方の諸都市で投融资活動を活発に行なっていた(「ロンバルディア人」!)。この場合には、北方への輸出超過は、ある程度「資本輸出」によって相殺されていることにならう。Blomquist(1990)365-366

34) Blomquist(1990)366-367、Blomquist(1979)70-72

ルッカの商人銀行家がジェノヴァで作成する為替証書は、彼等自身の商取引に裏付けされたものではない。シャンパーニュ資金を販売することでジェノヴァ資金を得るという貨幣的・金融的取引であって、直接には商業活動を媒介する貿易金融ではない。しかしこの為替取引を含むことで、シャンパーニュに対する債権をジェノヴァに振り替え、対ジェノヴァ債務と相殺するという「回路」が形成され、シャンパーニュ→ルッカ→ジェノヴァという現金の移送が省かれることになる。そして、この為替取引を利用した資金の国際的な再配分によって、商人銀行家は生糸・染料等の輸入と絹織物製品の輸出の両面における貿易金融を持続し、ルッカの絹織物工業の発展を促進する役割を担いえたのである。

もっとも、こうした資金再配置は、シャンパーニュでジェノヴァ払為替証書を購入するという貸付行為によっても実現できたはずである。そうした「戻し為替」と、シャンパーニュ払為替の資金移転・調達手段としての相違は、「利子」要因による為替レートの相違のみならず、前者が大市での決済日ないしそれ以後に作成され、ジェノヴァで資金を得るのは少なくとも移動に要する時間を経た後になるのに対し、後者は逆に大市の決済日の前に資金を調達しようという点にもある。つまり、図6の構図では、為替手形の譲渡や割引のない中世でも、為替を通じた貸付によって大市払為替証書として決済日まで保有されるはずの商人銀行家の債権は、大市という集中化された決済の機構を利用することによって、自らの大市払為替証書の販売によって柔軟に流動化されているのである。その際、各都市の対シャンパーニュ為替相場が図4と同様の変動を示していたとすれば、例えば大市決済日

の3ヶ月前に貸し付けた資金を、1ヶ月前の借り入れによって回収するのであれば、2ヶ月の与信期間に相応する「利子」収益も期待されるのである。

こうした大市払為替の取引の意義を、今度は13世紀半ばのマルセーユに残された史料から確認しておこう。マルセーユの公証人記録には1248年5月29日に作成されたプロヴァンの5月大市払為替証書が3点残されている。それらはいずれも、同時に作成された対になっている契約によって、現在受領したとされる資金が相殺されており、事実上、ピサやシエナの商人銀行家が、プロヴァンの5月大市払のプロヴァン貨を、他のピサやシエナの商人や商人銀行家のピサ貨やシエナ貨と交換する取引となっていた³⁵⁾。こうした取引を徳永は「プロヴァン大市でシエナのマーチャント・バンカーが貸し付けた為替資金」をピサやシエナで返済する為替契約と解釈し、フランス王が「戻し為替によるシャンパーニュとイタリア諸都市間の為替資金の調整を認めていなかった」がゆえに、マルセーユという「第三の商業中心地を媒介して迂回的にこなわれた」としている³⁶⁾。

しかし、この年の5月大市は確かに5月26日に始まっているものの、図2の大市分割からすれば東方・地中海製品の販売期間や決済期間は6月中旬から7月にかけてであり、当時のマルセーユからプロヴァンへの所要日数(約22日)からみて、この契約後まもなくピサの商人らはシャンパーニュに向けて出発したものと思われる³⁷⁾。つまり、ここで取引の対象となっているのは、事後的な戻し為替ではなく、通常の大市払為替証書であり、ジェノヴァのルッカ商人銀行家と同様に、大市払債権の流動化—ただしマルセーユ貨の現金ではなく、ピサやシエナ払証書との交換—がはかられたのである。

35) 徳永(2004) 122-125

36) 徳永(2004) 122-127

37) 大黒(1980) 32-33

38) 例えば現存する最古の商業書簡とされる

1260年のシエナの商会の手紙でも、有利な資金調達のために、他の方法と比較検討の上、「プロヴァン貨を売る」ことを選択したことが書き記されている。

大黒(2006) 196-210、Lopez & Raymond(1955) 388-392

したがって、なぜマルセーユという「第三の商業中心地」なのかという点は、この5月末にマルセーユに滞在しており、大市へ向かおうとしていた大市払為替証書の購入側にとっては問題とはならない。他方、ピサないしシエナへの資金の送還をマルセーユで行なった商人銀行家側については、それが資金の移動・調達方法として、他の都市での大市払為替証書の売りや、大市での戻し為替の買い等の他の代替手段よりも有利であったと判断されたからではなからうか³⁸⁾。商人銀行家にとって、様々な地点の相場の相違や変動の予想による、裁定的ないしは投機的な為替取引であるものが、同時に貿易金融や資金の国際的な再配置でもあったのである。

V 国際的な金融市場機構の「原型」

中世の為替取引は、商人間の信用機構として発展し、13世紀にはすでに国際的な金融市場機構の「原型」ともいふべき機能と構造を有するに至っていた。もっとも、為替証書による取引は、それ自体が貨幣として機能しうる有価証券の創造ではなく、融通されたのはあくまでも貨幣であった³⁹⁾。したがって、その円滑な機能には、商人銀行家の資金調達と、国際的な資金の調整・再配置の能力への依存という限界が孕まれていた。

しかし、イタリア北・中部諸都市の商人銀行家は、大市払為替証書を中心とした為替市場＝貨幣市場を活用し、シャンパーニュの大市の集中的な決済の機構を、融資債権の流動化機構として利用していた。さらに、本稿では検討が及んでいないが、大市には明確に利子を付した大市間の繰延預金の仕組みが知られており⁴⁰⁾、商人銀行家間の

相互融通という銀行間市場的機能をも内包していたと思われる。

続いて、大市の決済機構や相互融通機構を支えた、より高次で閉鎖的な、クラブ的な協調の機構形成の論理を検討していくことが必要であろう。

参考文献

- ◎ 大黒俊二(1979)／「シャンパーニュの大市、その成立過程と内部組織—序説的概観」／『待兼山論叢』13史学篇
- ◎ 大黒俊二(1980)／「中世南北商業とシャンパーニュの大市—主としてジェノヴァの公証人文書よりみたる」／『西洋史学』(119)
- ◎ 大黒俊二(2006)／『嘘と貪欲—西欧中世の商業・商人観』／名古屋大学出版会
- ◎ 田中英明(2010)／「商品の「資本性」—空所の純粋性から—」／『彦根論叢』382
- ◎ 徳永正二郎(1999)／「為替の起源と初期預金銀行：国際通貨システムの歴史と論理(II)」／『経済学研究』66(3)
- ◎ 徳永正二郎(2004)／「草創期のマーチャント・バンカーと原生的な為替決済メカニズム」／『エコノミクス』8(3・4)
- ◎ ド・ローヴァ(1986, 2009)／為替手形発達史—14から18世紀—(1)(2)／楊枝嗣朗訳『佐賀大学経済論集』19(1), 42(2)
- ◎ ブローデル(1986)／『交換のはたらき1』／山本淳一訳、みすず書房
- ◎ ボランニー(1980)／『人間の経済I・II』／玉野井芳郎ほか訳、岩波書店
- ◎ Blomquist, T. W. (1979) / The Dawn of Banking in an Italian Commune: Thirteenth Century Lucca. / in *Merchant Families, Banking and Money in Medieval Lucca, 2005*
- ◎ Blomquist, T. W. (1990) / Some Observations on Early Foreign Exchange Banking Based upon New Evidence from Thirteenth-century Lucca. / *Journal of European Economic History* 19(2),

³⁹⁾ 中世の為替手形は為替契約の履行手段の域を出ておらず、為替手形が為替契約から分離するのは17世紀以降である〔Rogers(1995)〕。

⁴⁰⁾ Verlinden(1965) 132-133, Usher(1934) 406-408

- ◎ de Roover, R. (1948) / *Money, Banking and Credit in Mediaeval Bruges*
- ◎ de Roover, R. (1965) / The Organization of Trade. / in M. M. Postan, E. E. Rich and E. Miller (eds.) / *The Cambridge Economic History of Europe*, vol. III
- ◎ Face, R. D. (1958) / Techniques of Business in the Trade between the Fairs of Champagne and the South of Europe in the Twelfth and Thirteenth Centuries. / *The Economic History Review, New Series*, Vol. 10, No. 3
- ◎ Face, R. D. (1959) / The Vectuarii in the Overland Commerce between Champagne and Southern Europe. / *The Economic History Review, New Series*, Vol. 12, No. 2
- ◎ Hoover, C. B. (1926) / The Sea Loan in Genoa in the Twelfth Century. / *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 40, No. 3
- ◎ Kohn, M. (2003) / Business Organization in Pre-industrial Europe. / Working Paper 03-09, Department of Economics / Dartmouth College
- ◎ Lopez, R. S. and I. W. Raymond (1955) / *Medieval Trade in the Mediterranean World; Illustrative Documents Translated with Introduction and Notes*
- ◎ Marx, K. (1867) / *Das Kapital: Kritik der politischen Ökonomie*, I. / in *Marx-Engels Werke*, 23, 1962. (マルクス=エンゲルス全集刊行委員会訳 『資本論 第1巻』大月書店、1968)
- ◎ Reynolds, R. L. (1930) / Merchants of Arras and the Overland Trade with Genoa Twelfth Century. / *Revue Belge de Philologie et d'Histoire*, Tome 9 fasc. 2
- ◎ Reynolds, R. L. (1931) / Genoese Trade in the Late Twelfth Century, Particularly in Cloth from the Fair of Champagne. / *Journal of Economic and Business History*, vol. 3
- ◎ Rogers, J. S. (1995) / *The Early History of the Law of Bills and Notes; A Study of the Origins of Anglo-American Commercial Law* / 川分圭子訳 / 『イギリスにおける商事法の発展—手形が紙幣になるまで—』 / 弘文堂、2011
- ◎ Usher, A. P. (1934) / The Origins of Banking: The Primitive Bank of Deposit, 1200-1600. / *The Economic History Review*, Vol. 4, No. 4
- ◎ Van Doosselaere, Q. (2009) / *Commercial Agreements and Social Dynamics in Medieval Genoa*
- ◎ Verlinden, C. (1965) / Markets and Fairs. / in M. M. Postan, E. E. Rich and E. Miller (eds.) / *The Cambridge Economic History of Europe*, vol. III

The “Proto-Type” of Market System Organized by Merchants

The Exchange Contract and Merchant-Bankers of Medieval Europe

Hideaki Tanaka

This paper reviews the institutions of trade and finance that unfolded on Genoa- Champagne axis in the twelfth and thirteenth centuries. The changes in the methods of doing business, the relationship between merchants, and the specialization among them in this period reached “the commercial revolution of the end of the thirteenth century”. From the late twelfth century, exchange transactions by the *instrumentum ex causa cambii* was conducted between “the caravan merchants” who bought the cloth at the fairs of Champagne and took it over land routes to Genoa, and bought Mediterranean merchandise in Genoa for sale at the fairs. They could get financing from their fellow merchants in Genoa through instruments calling for repayment in Champagne. These transactions facilitated their specialization for export or import. Furthermore, some merchants, what is called “merchant-bankers”, acted as financier by exchange dealings. The Lucchese merchant-bankers, for example, purchased instruments upon the fairs from merchants who exported silk cloth to the fairs of Champagne. In Genoa the merchant-bankers accepted funds through instruments drawing upon the fairs of Champagne, and advanced the funds to Lucchese merchants visiting Genoa to secure raw silk and dyes for export to Lucca. Merchant-bankers could liquidize their credit by drawing instruments upon the fairs instead of rediscount of the bill of exchange.